

## 第10節 小児医療

### I 現状と課題

#### 1. 現状

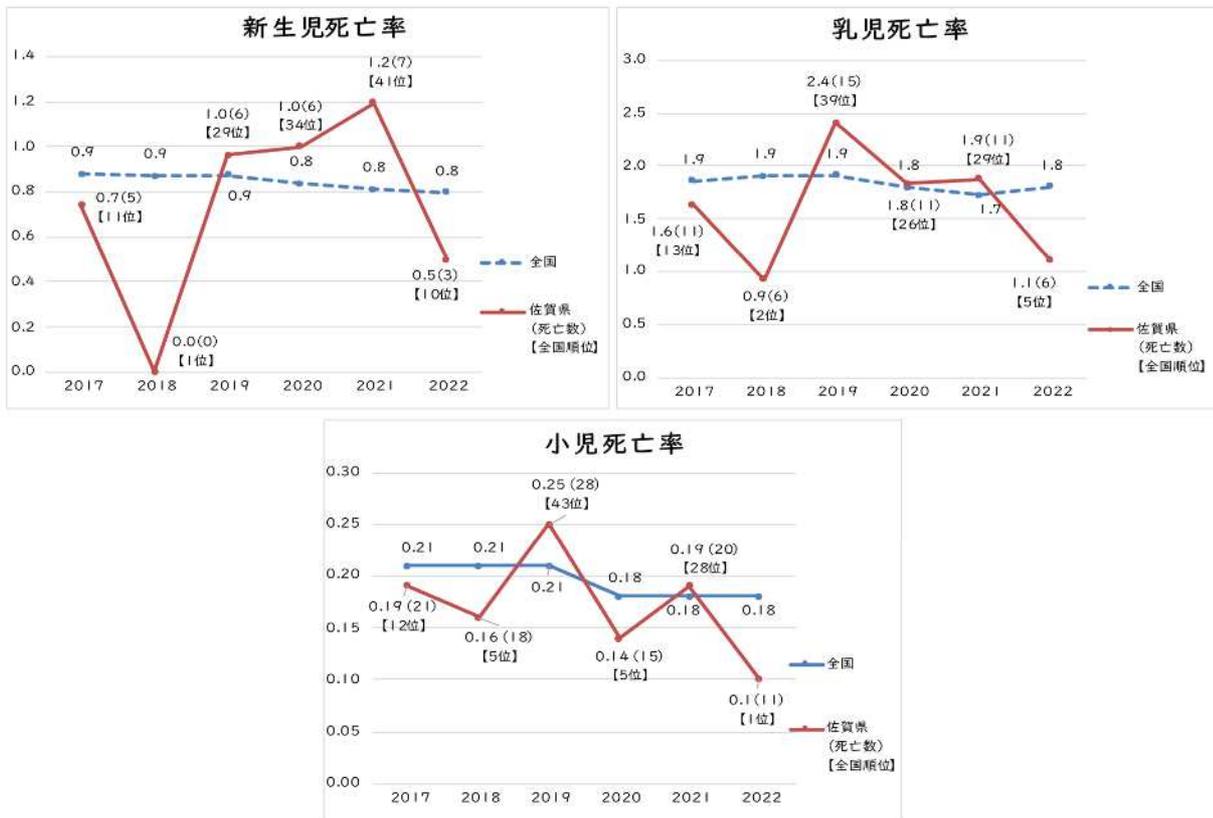
本県の小児（15歳未満）人口は、2020年に108,827人となっており、年々減少しています。2020年の厚生労働省患者調査によると、本県の1日当たりの小児患者数（推計）は、入院で約200人、外来で約4,800人となっています。

2017年以降の新生児（生後4週間未満）・乳児（生後1年未満）・小児の死亡率は、全国平均と比べて上回ることもありましたが、2022年には下回りました。ただし、母数が少ないために変動が大きいことに留意する必要があります。

	入院(日) 推計	外来(日) 推計	小児人口	小児人口千人対 外来数
2014年	200	6,100	118,301	51.6
2017年	200	6,200	112,686	55.0
2020年	200	4,800	108,827	44.1

(厚生労働省 患者調査、総務省 推計人口)

#### 小児関連指標の状況



医療提供体制を構築するにあたり、入院を要する小児救急等については、「中部+東部」、「北部+西部」、「南部」の3つの小児医療圏を設定しています。

小児医療提供体制は、一般的な小児医療や初期小児救急を小児科診療所・病院・休日夜間急患センターが担い、高度な小児医療や入院小児救急については、小児中核病院（佐賀大学医学部附属病院）、小児地域医療センター（佐賀県医療センター好生館、NHO 佐賀病院、唐津赤十字病院、NHO 嬉野医療センター）が機能を分担し、連携をとっています。

県内で対応が困難な場合は、県外の医療機関（久留米大学病院、聖マリア病院、NHO 長崎医療センター等）と連携を図っています。

県内の小児科を標榜する医療機関は2020年時点で164機関あり、年々減少しています。小児科医師数は2014年（113人）から2016年（124人）にかけて増加しましたが、その後2018年は118人、2020年は120人となっています。

### 時間外初期小児救急医療体制

二次保健医療圏	休日夜間急患センター 小児初期救急センター	平日夜間	土曜夜間	休日
中部	佐賀市休日夜間こども診療所	20:00~22:00	17:00~22:00	9:00~22:00
東部	鳥栖市休日救急医療センター	—	—	9:00~19:00
	久留米広域小児救急センター	19:00~23:00	19:00~23:00	19:00~23:00
北部	地域連携小児救急医療センター	20:00~6:00	18:00~6:00	9:00~6:00
西部	伊万里休日・夜間急患医療センター	20:00~22:00	—	9:00~17:00
南部	南部地区小児時間外診療 (武雄地区休日急患センター)	19:00~21:00	19:00~21:00	19:00~21:00 (9:00~17:00)
	鹿島市休日こどもクリニック	—	—	9:00~17:00
	鹿島時間外こどもクリニック	19:00~21:00 (水のみ)	—	—
	在宅当番医	19:00~21:00 (火のみ)	—	—

(人口動態調査)

### 県内の小児科を標榜する医療機関数

	病院	診療所	計
2014年	27	161	188
2017年	25	144	169
2020年	23	141	164

(医療施設調査)

### 県内の小児科医師数

医師数	県全体	中部	東部	北部	西部	南部
2014年	113	68	14	11	3	17
2016年	124	71	15	13	5	20
2018年	118	68	15	12	5	18
2020年	120	68	16	13	5	18

(医師・歯科医師・薬剤師統計)

小児医療においては、少子化、核家族化、夫婦共働きの増大に伴い、小児救急医療の需要が増加傾向にあります。また、小児救急患者には軽症による受診も多いことから、受診の判断に迷った場合等に相談ができるよう、小児救急電話相談窓口（#8000）を設けています。

#### 小児救急電話相談件数

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
総数	5,466	6,912	7,083	5,178	6,160	8,114

## 2. 課題

### (1) 相談支援

小児救急電話相談件数は 2020 年に減少したものの、その後は増加しており、今後も周知を行っていくことで、医療機関へのより適切な受診を促す必要があります。

### (2) 一般小児医療

休日夜間急患センター等の初期救急医療体制には、地域ごとに対応時間のばらつきがあります。

また、小児科を標榜する診療所数は 2014 年の 161 か所から、2020 年は 141 か所に減少しています。若年層の医師が病院に集中する傾向にあることや、診療所の医師の高齢化等が減少の原因と考えられるため、引き続き医師の確保を進める必要があります。

### (3) 高度な小児医療

県内の小児外科疾患については佐賀県医療センター好生館で高度かつ専門的な診療を実施するため、県内唯一の小児外科が設置されています。

小児科を標榜する診療所が減少していることから、拠点となる病院の役割について、現状の評価、検証を行い、拠点となる病院への医療資源の集約化・重点化の検討を進める必要があります。

### (4) 療養・療育支援

医療的ケア児等が、自宅や施設で療養・療育できるよう、医療的ケア児支援センターを中心に、医療・福祉・保健・教育等の関係者が連携し、地域で支援できる体制を構築する必要があります。

## 2 目標と施策

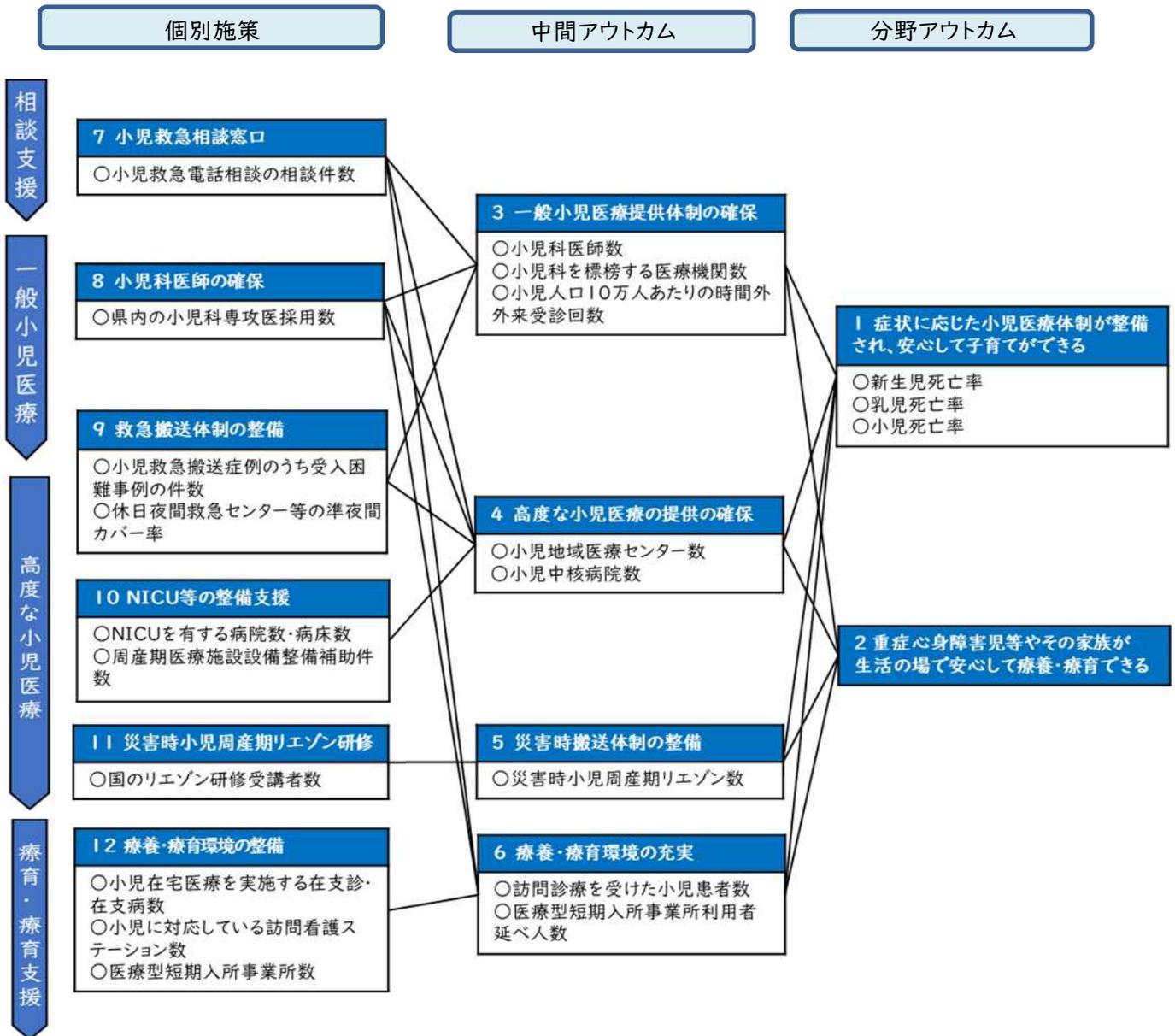
小児医療の分野は、子供の症状に応じた医療提供体制が整備され、子供がすくすくと健やかに成長できる環境を目指します。

特に、一般小児医療・高度な小児医療を担う医師を確保し、安定的な医療提供体制を確保することが重要であることから、重要施策を、

- ・医師修学資金の活用及び医療勤務環境の改善等による小児科医師の確保
- ・小児地域医療センターや小児中核病院における医療提供体制の確保
- ・小児在宅医療等の医療的ケア児等を地域で支援できる体制の確保

とし、6つの個別施策の効果・進捗を、9の効果指標と13の検証指標により把握し、目標の達成に向けた取組を実施します。

《施策体系表(ロジックモデル)》



《数値目標》

【分野アウトカム】

	指標	現状	目標
1	新生児死亡率(出生千対) (人口動態調査)	【本県】0.5【全国】0.8 低い方から10位 (2022年)	全国順位低い方 から5位以内 (2029年)
	乳児死亡率(出生千対) (人口動態調査)	【本県】1.1【全国】1.8 低い方から5位 (2022年)	全国順位低い方 から5位以内 (2029年)
	小児死亡率 (人口動態調査)	【本県】0.10【全国】.18 低い方から1位 (2022年)	全国順位低い方 から5位以内 (2029年)

【中間アウトカム】

	指標	現状	目標
3	小児科医師数(小児人口千対) (医師・歯科医師・薬剤師統計)	【本県】1.10人【全国】1.20人 (2020年)	—
	小児科を標榜する医療機関数 (医療施設調査)	県全体164 中部69、東部25、北部21、 西部13、南部36 (2020年)	—
	小児人口10万人あたりの時間外外来受診回数(NDB)	県全体5,183.5 中部4,768.0 東部11,010.2 北部1,242.6 西部275.5 南部7,048.5 【全国】3,790.8 (2021年)	—
4	小児地域医療センター数 (日本小児科学会調査報告書)	4 (2019年)	4 (2029年)
	小児中核病院数 (日本小児科学会調査報告書)	1 (2019年)	1 (2029年)
5	災害時小児周産期リエゾン数 (県調査)	21人 (2023年)	36人 (2029年)

6	訪問診療を受けた小児患者数(レセプト件数)(NDB)	県全体 140 中部 93、東部 0 北部 0、 西部 0、南部 47 (2021 年)	—
	医療型短期入所事業所利用者延べ人数(県調査)	7,473 人 (2022 年度)	—

【個別施策】

	指標	現状	目標
7	小児救急電話相談の相談件数(県調査)	8,114 件 (2022 年度)	—
8	県内の小児科専攻医採用数(県調査)	2 人 (2023 年度)	毎年度 3 人採用 (2029 年度)
9	人口 10 万人当たり小児救急搬送数のうち受入困難事例の件数①(医療機関に受入の照会を行った回数が 4 回以上の件数)(消防庁調査)	【本県】20.3 件 【全国】47.1 件 (2021 年)	—
	人口 10 万人当たり小児救急搬送数のうち受入困難事例の件数②(現場滞在時間が 30 分以上の件数)(消防庁調査)	【本県】37.8 件 【全国】88.7 件 (2021 年)	—
	休日夜間救急センター等の準夜間における週当たりのカバー率(県調査)	中部 7/7、東部 7/7、 北部 7/7、西部 5/7、 南部 7/7	—
10	NICUを有する病院数・病床数(医療施設調査)	4 病院、30 床 (2022 年)	現状維持 (2029 年)
	周産期医療施設設備整備補助件数(県調査)	2 件 (2023 年)	—
11	国のリエゾン研修受講者数(県調査)	28 人 (2022 年度)	63 人 (2029 年度)
12	小児在宅医療を実施する在支診・在支病数(県調査)	20 (2023 年度)	—
	小児に対応している訪問看護ステーション数(県調査)	49 (2022 年度)	—

	医療型短期入所事業所数(県調査)	8 (2022年度)	-
--	------------------	---------------	---

**3 必要となる医療機能**

	相談支援	一般小児医療		小児地域医療センター		小児中核病院	
	健康相談等の支援機能	一般小児医療	初期小児救急	小児専門医療	入院小児救急	高度小児専門医療	小児救命救急医療
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の急患時の対応支援</li> <li>・症状に応じた情報提供</li> <li>・適正な受療行動を促す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に必要な一般小児医療の実施</li> <li>・生活の場での療養・療育が必要な小児に対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期小児救急の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の小児医療機関では対応が困難な患者に対する医療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児地域医療センターでは対応が困難な患者に対する高度な専門医療の実施</li> <li>・医療従事者への教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間体制での小児の救命救急医療</li> </ul>
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>【家族等周囲にいる者】</li> <li>・電話相談の活用</li> <li>・不慮の事故の原因となるリスクの回避</li> <li>・緊急蘇生法等の適切な処置を実施</li> <li>【消防機関】</li> <li>・緊急時対応の指導</li> <li>・救急医療情報システムを活用した迅速な搬送</li> <li>【行政機関】</li> <li>・電話相談体制の確保</li> <li>・適切な受療行動や急病時の対応について啓発活動</li> <li>・地域の医療資源や福祉サービス等の情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な小児医療の実施(診断・検査・治療等)</li> <li>・軽症の入院診療</li> <li>・生活の場で療養・療育が必要な小児に対する支援</li> <li>・医療、介護及び福祉サービスを調整</li> <li>・施設等を含めた生活の場への在宅医療を実施</li> <li>・家族に対する身体的及び精神的サポート</li> <li>・慢性疾患の急変時に備え、対応可能な医療機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日夜間急患センター等における初期小児救急医療</li> <li>・緊急手術や入院等を要する場合に備えた、対応可能な医療機関との連携</li> <li>・開業医等による、病院の開放施設や初期小児救急医療への参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療</li> <li>・常時監視、治療の必要な患者等に対する入院診療</li> <li>・地域の小児医療機関や高次機能病院との連携体制構築</li> <li>・療養・療育支援を担う施設と連携</li> <li>・家族に対する精神的サポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院を要する小児救急医療を24時間365日体制で実施</li> <li>・地域医療機関との連携による入院を要する小児救急医療</li> <li>・高度専門的な対応について、高次機能病院と連携</li> <li>・療養・療育支援を担う施設と連携</li> <li>・家族に対する精神的サポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度専門的な診断・検査・治療を実施し、医療人事の育成・交流などを含めて地域医療に貢献</li> <li>・療養・療育支援を担う施設と連携</li> <li>・家族に対する精神的サポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児地域医療センターからの紹介患者や救急搬送による患者を中心とした、重篤な小児患者に対する24時間365日体制の救急医療</li> <li>・療養・療育支援を担う施設と連携</li> <li>・家族に対する精神的サポート</li> </ul>
関係機関の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急電話相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児科診療所</li> <li>・一般小児科病院</li> <li>・在宅診療実施医療機関</li> <li>・連携病院</li> <li>・訪問看護事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ小児科</li> <li>・休日夜間急患センター</li> <li>・小児初期救急センター</li> <li>・在宅当番医</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NHO 佐賀病院</li> <li>・佐賀県医療センター好生館</li> <li>・唐津赤十字病院</li> <li>・NHO 嬉野医療センター</li> <li>-----</li> <li>・聖マリア病院(久留米市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県医療センター好生館</li> <li>・唐津赤十字病院</li> <li>・NHO 嬉野医療センター</li> <li>-----</li> <li>・聖マリア病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀大学医学部附属病院</li> <li>-----</li> <li>・久留米大学病院(久留米市)</li> <li>・NHO 長崎医療センター(大村市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀大学医学部附属病院</li> <li>-----</li> <li>・久留米大学病院</li> <li>・NHO 長崎医療センター</li> </ul>

#### 4 各医療機能を担う医療機関

本県において、3で示した医療機能を担う医療機関数は、以下のとおりです。

	一般小児医療		小児地域医療センター		小児中核病院	
	一般	初期救急	専門	入院救急	高度専門	救命救急
中部	62	1	2	1	1	1
東部	23	1	0	0	0	0
北部	17	1	1	1	0	0
西部	12	1	0	0	0	0
南部	29	3	1	1	0	0
計	143	7	4	3	1	1

具体的な医療機関名は、定期的に調査を実施し、県ホームページに掲載します。

